

歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)

節	説	明
1 報 酬	議 員 報 酬 委 員 報 酬 非 常 勤 職 員 報 酬	執行機関である委員会の委員及び委員(常勤の者を除く。)に係る報酬 その他の非常勤職員の報酬
2 給 料	特 別 職 給	知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに教育長、常勤の監査委員及び人事委員会の常勤の委員に係る報酬
3 職 員 手 当 等	一 般 職 給 扶 養 手 当 初 任 給 調 整 手 当 通 勤 手 当 特 殊 勤 務 手 当 特 地 勤 務 手 当 何 手 当 児 童 手 当	法律又はこれに基づく条例に基づく手当
4 共 済 費	地 方 公 務 員 共 済 組 合 に 対 する 負 担 金 報 酬 及 び 給 料 に 係 る 社 会 保 険 料	
5 災 害 補 償 費	療 養 補 償 費 休 業 補 償 費 何 補 償 費 葬 祭 料	
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	恩 退 職 年 給 金	普通恩給、増加恩給及び扶助料 退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金
7 報 償 費	報 償 金	報酬に掲げるもの以外のもの(謝礼金を含む。)
8 旅 費	賞 賜 金 買 上 金 費 用 弁 償	議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償
9 交 際 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費	
10 需 用 費	消 耗 品 費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材

	燃 料 費	暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費
	食 糧 費	
	印 刷 製 本 費	
	光 熱 水 費	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料
	修 繕 料	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの
	賄 材 料 費	
	飼 料 費	
	医 薬 材 料 費	
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	郵便、電信電話料及び運搬料
	保 管 料	
	広 告 料	
	手 数 料	地方債事務取扱手数料
	筆 耕 翻 訳 料	筆耕、翻訳及び速記料
	火 災 保 險 料	
	自 動 車 損 害 保 險 料	
12 委 託 料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
13 使用料及び賃借料		
14 工事請負費	何 工 事 請 負 費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
15 原 材 料 費	工 事 材 料 費	
	加 工 用 原 料 費	
16 公有財産購入費	権 利 購 入 費	
	土 地 購 入 費	
	家 屋 購 入 費	
	船 舶、航 空 機 等 購 入 費	
17 備 品 購 入 費	庁 用 器 具 費	
	機 械 器 具 費	
	動 物 購 入 費	消耗品以外の動物
18 負担金、補助及び交付金	負 担 金	
	補 助 金	
	交 付 金	
19 扶 助 費	生 活 扶 助 費	

		何 扶 助 費	
20	貸 付 金		
21	補償、補填及び賠償金	補 償 金 補 填 金 賠 償 金	欠損補填金及び繰上充用金
22	償還金、利子及び割引料	償 還 金	地方債の元金償還金、税収入等の還付金
		小切手支払未済償還金	
		利 子 及 び 割 引 料	地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
23	投資及び出資金	還 付 加 算 金	債券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定款に係る出えん金等
24	積 立 金		
25	寄 附 金		
26	公 課 費		
27	繰 出 金		他会計への繰出し

- 備考 1 節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。
- 2 節の頭初の番号は、これを変更することができないこと。
- 3 歳出予算を配当するときは、款項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行なうことができること。